

令和2年度「博物館異分野連携モデル構築事業」委託業務
の企画案選定に係る審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画案について審査を行い、原則として各評価項目の得点合計が最も高い者を採択案件に決定する。ただし、個別審査項目における得点が著しく低い場合等、別途検討の必要があると判断した場合は、再度、必要な審査を行い決定する。

II 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁が設置する「博物館異分野連携モデル事業協力者会議」（以下「協力者会議」という。）において書類選考を実施する。協力者会議の委員（以下「審査委員」という。）は、外部有識者等5名以内によることとし、Ⅲの評価方法に基づき、提出された企画提案について審査する。

なお、必要に応じて、協力者会議を開催することがある。また、必要に応じて、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」で行うものとする。各審査委員は下記の各項目について次の評価基準により評価し、「1. 実施主体に関する評価」における①、②、⑤及び「2. 事業の内容に関する評価」における①、②、⑤は得点を2倍とし、委員ごとに合計点を算出し、これを平均したものを当該提案者の得点とする。

〔評価基準〕

1 「1. 事業実施主体に関する評価」及び「2. 事業内容に関する評価」に係る評価基準

以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

2 「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.7点

- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.4点
- ・認定段階3＝2.1点
- ・プラチナえるぼし認定＝2.8点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.3点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝1点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝1.4点
- ・プラチナくるみん認定＝2点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝2点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

〔最低評価基準〕

30点を最低評価点とし、これを下回るものは採択しない。

1. 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 業務管理を適切に遂行できる、または遂行した実施体制を有していること。
- ③ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- ④ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- ⑤ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

2. 事業内容に関する評価

- ① 企画提案書に記載された事業の趣旨・目的が、令和2年度博物館異分野連携モデル構築事業の目的に沿ったものであること。
- ② 事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ③ 事業で得られる成果について、社会や業界全体へ還元される報告となることが期待できること。
- ④ 提案にあたり、選択肢の吟味が行われていること（提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること）。
- ⑤ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。